

恵みめぐる

まっさき生活応援商品券

取扱店舗募集



もっと好きになる

masaki

松前町では、町制施行70周年を記念するとともに、近年の物価高騰による影響を受けている町民の生活を支援することを目的に、令和7年3月31日時点で松前町の住民基本台帳に記録されている全住民を対象とした「松前町生活応援商品券(1人当たり2,000円分)」を配布いたします。

本商品券は、登録いただいた町内の店舗・事業所においてのみご利用いただける仕組みとし、地域内における消費の促進および経済の活性化を図るものです。

つきましては、下記のとおり商品券を取り扱っていただける事業者様を募集いたします。

取扱店舗としての登録メリット

- 全町民を対象に商品券が配布されるため、新たな来店や購買機会の増加が期待されます。
- 地域に根ざした店舗として、町民の生活支援および地域経済への貢献が可能です。
- 町ホームページ・チラシ・広報まさき等に取扱店舗として掲載します。

取扱店舗申請期間

令和7年 8月8日～11月10日

※令和7年8月22日までに申込をいただき、登録が完了した店舗の情報は、商品券発送時に同封する店舗一覧チラシに掲載します。(8月23日以降申込の店舗情報につきましては、町ホームページに掲載します。)

応募資格・条件

以下のすべてに該当する店舗・事業所が対象です

- 松前町内に事業所・店舗を有する法人または個人事業主
- 募集要項に同意し、不正利用を行わないことを誓約できること
- 下記のいずれにも該当しないこと
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者
- 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- 入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置等を受けている者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
- 実施要綱第6条に規定する「商品券の使用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

商品券の概要

対象者 1人当たり **2,000円分**
[共通券500円×2枚 + 限定券500円×2枚]

- 共通券は町内全ての取扱店舗で使用できます。
- 限定券は下記の店舗を除く町内の取扱店舗で使用できます。

【限定券が使用できない店舗】

エミフルMASAK(敷地内全店舗(まさき村除く)、フジ松前店、松山生協岡田店、松山生協北伊予店、くすりのレディ松前筒井店、ドラッグセイムス松前筒井店、ディスカウントドラッグコスモス松前店

対象者 令和7年3月31日時点で松前町の住民基本台帳に記録されている方(30,083人) ※申し込みは不要です。

配送 町から世帯主宛にゆうパックで発送予定(9月上旬～中旬にかけて配達予定)
※「ゆうパック」は対面での受取が必要です。
置き配やポスト投函はできません。

使用期間 令和7年9月10日(水)～令和8年1月31日(土)まで
※使用期間を経過した商品券の使用はできません。



登録店舗申込方法

取扱店舗への登録を希望される場合は、下記いずれかの方法により登録の申込を行ってください。

①町の電子申請システムから申し込み(Web申込)

町ホームページに掲載したリンク、QRコードからアクセスできます。



②登録申込書をまっさき生活応援商品券事務局に提出

郵送・メール・FAXのいずれかの方法で提出してください。

※登録申込書は町ホームページまたは事務局から入手可能です。

まっさき生活応援商品券

検索

■お問合せ・登録申込書提出先(事務局)

まっさき生活応援商品券事務局

(えひめリビング新聞社内)

〒790-8583 松山市千舟町七丁目2番地8

TEL.089-903-9000

月～金 9:00～17:00 (土日祝は休み)

FAX.089-932-7301 メール masaki@ehimeliving.co.jp

事業実施者: 松前町総務部総務課